

令和3年度 第10回若桜町農業委員会定例会議事録

|               |  |  |     |       |       |                   |    |       |  |
|---------------|--|--|-----|-------|-------|-------------------|----|-------|--|
| 招集年月日         | 令和4年1月12日  |  |     |       | 招集の場所 | 若桜町保健センター 2階 大研修室 |    |       |  |
| 開会時刻          | 午前9時00分  |  |     |       | 閉会時刻  | 午前10時00分          |    |       |  |
| 出席委員          | 1番   | 伊井野 孝一   | 2番  | 西山 博文 | 3番    | 藪田 道正             | 4番 | 盛田 敬一 |  |
|               | 5番   | 小林 正樹  | 6番  | 田中 圭子 | 7番    | 永原 聡              | 8番 | 津村 光明 |  |
|               | 9番   | 山本 義紀  | 10番 | 浅井 裕  | 推進委員  | 茗荷 主吉             |    |       |  |
| 欠席委員          | 推進委員   | 山本 昭子  |     |       |       |                   |    |       |  |
| 日 程           | 1 開会<br>2 会長あいさつ<br>3 議事録署名委員の決定<br>4 報告事項<br>報告第1号 農業委員会行事等の報告について<br>5 付議事項<br>議案第1号 利用権設定等申出について<br>6 その他 |  |     |       |       |                   |    |       |  |
| 委員会出席者        | 中島事務局長 銀杏主事  |  |     |       |       |                   |    |       |  |
| 議事録署名委員       | 4番   | 盛田 敬一  | 5番  | 小林 正樹 |       |                   |    |       |  |
| 議 事 内 容       |  |  |     |       |       |                   |    |       |  |
| 1. 開会         | 事務局  | 令和3年度第10回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。 |     |       |       |                   |    |       |  |
| 2. 会長あいさつ     | 会 長  | (会長あいさつ)   |     |       |       |                   |    |       |  |
| 3. 議事録署名委員の決定 | 会 長  | 議事録署名委員の決定です。今回は、4番の盛田委員と5番の小林委員でお願いします。                                     |     |       |       |                   |    |       |  |

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年12月8日から令和4年1月11日までの行事等についてです。まず12月8日ですが、第9回農業委員会定例会を開催しました。10日に第8回農業委員会定例会の議事録を、21日に第9回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。23日には、国と地方の協議の場（農地転用許可制度及び農業振興地域制度）がオンライン形式で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を4件、受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

（意見等なし）

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,428㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

2件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,596㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

3件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田3筆で、3筆の合計面積は4,529㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇〇、借

受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長                   この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員           屋堂羅地域の1番奥の所で作られている圃場整備田です。平成29年度から貸付が行われていますが、期限が切れるため、更新のための再設定ということです。従来と条件の変更はなく、借受人がすべての圃場整備田を受けるとということです。間にある農地は、所有者自身で作られているということです。特に問題はありません。

会 長                   この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員                   (異議等なし)

会 長                   意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局                4件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は3,139㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長                   この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員              この件も再設定ということで、貸付人に確認をとりました。特に問題はないと思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

5件目の申請に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地域内、面積は1,870㎡、設定の内容は更新です。貸付人は長野県神田市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

この件も再設定ですので、特に問題はありません。一応、貸付人に電話をしました。長野県にお住まいで、若桜町に実家があるのですけれども、実家にはどなたも住んでおりません。それで、貸付人が跡継ぎということになっているようです。困っていることがありまして、誰も若桜町にお住まいではないので、どうすればよいかと質問をされました。コロナ禍により2、3年は若桜町に帰っていないということで、若桜町に帰ってきたときに役場に行って相談するか、親族の方々の皆さんで話し合っただけのほうが良いと言いました。そういった問題が、若桜町でも多くなっていると思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

職務代理

貸付人の農地ですが、この他にも借受人が作られている農地があるのですか。

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 6. その他 | 事務局   | これ以外にもありますが、全部ではないです。   |
|        | 会長    | 盛田委員が先ほど言われました相談の件については、あの回答でいいのですか。  |
|        | 事務局   | はい、まずは農業委員会に申請等をする前に、一度ご家族等で相談していただくことです。   |
|        | 伊井野委員 | 貸付人は長野県にお住まいですが、借受人にはどういう関係で耕作してもらっているのですか。   |
|        | 盛田委員  | 貸付人の母親が以前、借受人と契約していました。母親が亡くなり、そのときに契約を継承しました。  |
|        | 会長    | ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。   |
|        | 委員    | (異議等なし)   |
|        | 会長    | それでは、申請どおり決定します。  |
|        | 会長    | その他の事項です。   |
|        | 会長    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局より、農地パトロール未実施農地の一覧を提示。その中で、現況地目が田畑以外の土地から除外する方向で進めていく。</li> <li>●次回定例会にて、令和4年度の若桜町農作業標準賃金表(案)について審議していただく。</li> <li>●次回定例会は、2月10日(木)9:00~に決定。</li> </ul> <p>以上で、令和3年度第10回の定例会を終了します。</p> |